

## 入札監理小委員会における審議の結果報告 新プロセス移行後の変更の扱いについて 那須平成の森運営管理業務

### 1. 事業概要及びこれまでの経緯について

- 環境省が管理する那須平成の森運営管理業務であり、開園当初は運営手法を新たに確立していく必要があったため、企画競争としていたが、一定の運営手法が確立してきたため、より競争性を高めるべく、公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表において新規の事業として選定され、平成 28 年 6 月 29 日に実施した監理委員会において、新プロセスとして位置づけられた。

### 2. 環境省の報告（別添参照）

- 現在は、那須平成の森（ふれあいの森、学びの森やフィールドセンター等）と那須高原ビジターセンターの維持管理及び運営業務を一体的に行ってきた。
- 環境省内での検討の結果、上記施設間は距離が離れており、かつ、見通しも悪いうえ、冬場には路面が凍結するなどの条件下で職員も頻繁に移動しており、安全上の問題を危惧していた。  
このため、一体として事業を実施することは合理的でないことから、事業単位を分離することとしたい。また、入札についても、応札は十分に見込めること、今までよりは効率的に事業が行われることから、事業単位で実施することとしたい。
- なお、那須高原ビジターセンターの競争参加資格については、格付けを変更して、入札に参加しやすいようにしている。

### 3. 新プロセスの位置付けについて

- 新プロセスとして整理された事業については、平成 26 年 3 月 19 日付「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅲ. 1において、従来の実施要項を承継する（手続の簡素化等に伴う変更や見直し等を除く）見込みであること（次期実施事業を、引き続き当地域・箇所、同期間で行う必要がある、入札条件等の大幅な見直しの必要のないものであること）を前提に監理委員会の審議に付すことは必要としない旨を規定している。
- 上記の環境省の報告から、本事業の変更は、入札条件等の大幅な見直しの必要なものではないと考えられること、また、その他の参加資格、情報の開示等の競争性の確保に関する点については、前回の実施要項を踏まえており、新たな業務の追加等はないことを確認した。
- 以上のことから、本事業について、新プロセスのままとすることについて、小委員会に諮ったところ、本事業の分割は合理的なものと認められること及び実施要項の大幅な見直しの必要なものではないことから、既定方針どおり新プロセスの手続きに従うこととして監理委員会に報告することとした。

以上

平成 28 年 10 月 21 日  
環 境 省

## 那須平成の森運営管理業務における新プロセスへの移行後の変更について

### 1. 経緯等

- (1) 平成 28 年 6 月 29 日開催の官民競争入札等監理委員会（以下「本委員会」という。）に付議された「那須平成の森運営管理業務」については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会）に定める新プロセスへの移行する基準を満たしており、良好な実施結果が得られていることから、新プロセスへの移行を了承された。

### 2. 新プロセス移行後の変更について

- (1) 那須平成の森は、「豊かで多様な自然環境を維持しつつ、国民が自然に直接触れ合える場として活用してはどうか」という趣旨から、那須御用邸の一部（約 1,225ha のうち、570ha）が宮内庁から環境省に移管された。那須平成の森フィールドセンターについては、自然体験、自然環境学習に関する人材の育成、地元との連携、広報・普及啓発などの運営管理、維持管理と那須高原ビジターセンターについては、那須地区の広域の情報収集・発信等の業務等を一体的に行ってきた。
- (2) 今回環境省で、検討した結果、当該施設間は 3 km ほどの距離が離れており、見通しも悪い中で、事業間の調整において、職員が頻繁に移動していることから、冬場には路面が凍結するなど安全面で危惧していたところ。
- (3) このため、両施設を一体として事業を実施することは、合理的でないことから、事業単位に分離することとしたい。
- (4) 競争性の確保については、当該ビジターセンターの競争参加資格について、格付けを変更して入札に参加しやすいようにしている。
- (5) 入札についても、応札が十分見込めること、今までよりは効率的に事業が行われることから、事業単位で実施することとしたい。
- (6) 以上のことから、事業の大幅な見直しもないため、新プロセスのままとしたい。